

募集要項

令和8年度

フリガナ	シヤカイフクシホウジン ケイトクカイ	メール・アドレス	houjin-honbu@keitokukai.or.jp		
法人名	社会福祉法人 慶徳会	所在地	大阪府茨木市見付山1-3-29		
全職員数	406名(内正規職員191名)	ホームページ・アドレス	https://keitokukai.or.jp		
施設名	・子どもの家	・春菊苑 ・光華苑	・常清の里	・しみず・れふあ	・その他施設
施設種別(定員)	児童養護(30名) 小規模施設(18名) 3カ所	特養(30名) 養護(50名) 短期(6名)	特養(50名) デイ(35名) 短期(20名)	生活介護 放課後等デイ 短期入所他	・老人デイサービス ・小規模多機能C ・グループホーム
所在地	茨木市北春日丘1-3-38	茨木市見付山1-10-25	茨木市清水1-28-22	茨木市清水1-28-15	・有料老人ホーム
交通手段	JR京都線「茨木」駅から 徒歩20分	JR京都線「茨木」駅から 徒歩15分	大阪モノレール彩都線「豊川」駅 から徒歩8分	大阪モノレール彩都線「豊川」駅 から徒歩8分	・サービス付き高齢者 向け住宅
電話番号	072-622-5030	072-624-6500 072-622-3208	072-641-3151	072-641-4512	・軽費老人ホーム
採用職種・人員	【介護施設】介護職員【初任者研修修了】 ※介護福祉士と併せて5名				
(新卒～経験換算)	高校卒	短大卒	・ 専門学校卒	大学卒	
基本給等(特殊業務・ 処遇改善・初任給調整 手当含む)	237,144円～268,840円	249,728円～273,000円		264,080円～277,160円	
採用職種・人員	【介護施設】介護職員【介護福祉士】				
(新卒～経験換算)	高校卒	短大卒	・ 専門学校卒	大学卒	
基本給等(特殊業務・ 職務手当・処遇改善・ 初任給調整手当含む)	240,144円～278,840円	252,728円～283,000円		267,080円～287,160円	
採用職種・人員	【介護施設】看護職員 1名				
(新卒～経験換算)	専門学校等 卒				
基本給等(特殊業務・ 処遇改善・初任給調整 手当等含む)	准看護師: 243,728円～269,080円		看護師: 258,080円～292,720円		
採用職種・人員	【児童養護施設】児童指導員・保育士 5名				
(新卒～経験換算)	高校卒	短大卒	・ 専門学校卒	大学卒	
基本給等(特殊業務・児童 関係・処遇改善・初任給調 整手当含む)	243,498円～285,890円	249,748円～291,932円		259,850円～298,182円	
採用職種・人員	【障がい者施設】生活支援員【初任者研修修了】 2名				
(新卒～経験換算)	高校卒	短大卒	・ 専門学校卒	大学卒	
基本給等(特殊業務・ 処遇改善・初任給調整 手当含む)	233,644円～265,340円	246,228円～269,500円		260,580円～273,660円	
通勤手当	実費(上限: 40,000円/月) 自家用車等は片道2km以上について法人規則に基づき支給				
住居手当	本人名義の借家は月額家賃の半額(上限あり)、本人名義の持家は1万円(取得5年後は5,000円)				
夜勤手当	(給料+特殊業務手当)×2%/1回につき				
その他の手当	扶養手当、年末年始手当、宿直手当等				
賞与等	(令和7年度実績) 賞与4.45ヵ月/年 R7.4月採用:初年度 3.45ヵ月/年(特別加給含)				
昇給等	法人の賃金規則による				
勤務時間 (週40時間)	通常 : 9:00 ~ 18:00	施設・職種により時間変動あり			
	早出 : 7:00 ~ 16:00				
	遅出 : 11:00 ~ 20:00				
	夜勤 : 16:30 ~ 9:30				
休日	シフト制(週休2日制) 年間休日111日(季節休暇含む) 有給休暇: 初年度10日				
社会保険	健康保険、厚生年金、労災保険、雇用保険加入				
福利厚生	リフレッシュ休暇、退職共済、個人賠償保険加入(全額法人負担)、職員互助会(食事会・研修旅行)				
施設見学日	事前に電話で申込後、日程を調整します。				
提出書類	履歴書(写真貼付)、卒業証明書(見込含)又は卒業証書の写し、資格証明書(見込含)又は免許証の写し				
備考	○法人で一括採用し、各施設(茨木市内)に配属されます。 ○職歴のある方の初任給は前歴を参考にし、決定します。 ○賞与は経済状況により変動することがあります。				

備 考

(児童養護施設)

(障がい者施設)

- 本業務へ従事するに当たっては、令和8年12月25日までに施行予定の学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律(令和6年法律第69号。以下「こども性暴力防止法」といいます。)に基づき、特定性犯罪の前科の有無を確認するための犯罪事実確認が必要となります。
 - 特定性犯罪の前科がある場合(特定性犯罪事実該当者の場合)は、こども性暴力防止法に基づき、本業務に従事させないこと等の措置を講ずる必要があるため、当法人の採用条件の一つとして、特定性犯罪の前科がないことを求めることとしています。
 - このため、予め、採用選考過程において、誓約書や履歴書等により、特定性犯罪の前科の有無を確認いたします。
- ※ 「特定性犯罪」、「特定性犯罪事実該当者」の内容は別紙参照条文をご参照ください。